

# 義務教育課程におけるいじめ問題に対する 道徳教育の効果の検討

渡部 隼也

- 1 はじめに
- 2 道徳教育の変遷
- 3 道徳の教科化の内容
- 4 道徳教育の取組状況
- 5 おわりに

## 1 はじめに

2015年（平成27年）3月27日、学習指導要領等の一部改正に伴い、学校教育法施行規則において、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付けた。そして、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「道徳科」を実施することとなった。

ところで、この教科化は、2013年（平成25年）2月26日、教育再生実行会議での提言、いじめの問題等への対応について（第一次提言）が発端であるが、そのような提言の背景として、いじめ事件の増加傾向と凄惨な事件である2011年に起きた「大津市中2 いじめ自殺事件」がある。このような凄惨ないじめ問題の増加に対して、道徳の教科化によってどのような改善がなされたのだろうか。

本稿では、道徳教育の変遷、道徳の教科化の内容と取組状況を検討しながら、道徳教育がいじめ問題に対して効果があるのか、また、その改善点について探ってみることにしたい。

## 2 道徳教育の変遷

そもそも、道徳教育はいつ頃から始まったのだろうか。第二次世界大戦以前は「修身」という名で学校での道徳教育が行われていた。戦後の学校における道徳教育は、GHQの民主化路線によって、極端な国家主義・軍国主義的だった修身は撤廃され、特定の道徳の時間はもたず、社会科をはじめ各教科その他教育活動の全体を通じて行うこととされていた。しかし、必ずしも所期の効果をあげていたとは言えなかった。そのため、1958年（昭和58年）、教育課程の改訂にあたり、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を補充・深化・統合す

るための時間として、小・中学校の教育課程の一領域としての「道徳の時間」を特設した。しかし、道徳の時間の実態としては、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導、発達の段階などを十分に踏まえず、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業になりやすく、軽視される傾向にあった。また、他教科に授業時間を転用される場合も多かった。

そのような状況の中、道徳の教科化への大きなきっかけとなったのが2011年に滋賀県大津市で起きた、痛ましいいじめ自殺事件である。この事件では学校と教育委員会の隠ぺい体質が発覚し問題視された。それにより、いじめ対策についての議論が加速し、2013年（平成25年）2月26日、教育再生実行会議での提言、いじめの問題等への対応について（第一次提言）がなされ、道徳教育の見直しが検討され、同年6月28日、いじめ防止対策推進法公布がなされ、第二条において「いじめ」が定義され、第二十二條において全ての学校がいじめ対策の「組織」を置く義務があることが明確化された。

そして、第一次提言を受け、道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について」（H25.3.26設置。10回の審議を経て、H25.12.26報告。）、中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について」（H26.3.4設置。10回の審議を経て、H26.10.21答申。）を経て、2015年（平成27年）3月27日、学習指導要領等の一部改正に伴い、学校教育法施行規則において、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付けた。その後、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「道徳科」が全面実施された。

深刻な事件が起こってから見直しが検討されたが、それ以前から検討できなかったのか。文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課令和3年11月22日のいじめの現状についてという資料のいじめの認知件数の推移によると、事件の起きた平成23年度の小学校のいじめの認知件数は33,124件、中学校のいじめの認知件数は30,749件と前年度の平成22年と比べて低下しているのに対し、翌年度の平成24年度の件数は小学校が117,384件、中学校が63,634件と前年度の23年度と比べて倍以上の件数となっている。このことから、事件によっていじめ問題に関心が高まり、今まで見ないふりをされてきた潜在的ないじめが認知されたと推察される。検討できなかった理由として、教師の意識不足、調査不足、相談できる環境ができていなかった等が考えられる。

### 3 道徳の教科化の内容

教科化による道徳授業の変更点として主に五点挙げられる。一点目は、引き続き週1時間の実施ではあるが、他教科に転用されがちであった道徳の時間を確実に年間35時間実施することで授業時間量の確保。二点目は、検定教科書の導入による質の確保。三点目は、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導、発達の段階などを十分に踏まえず、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業から問

題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫。四点目は、内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善。五点目は、数値評価ではなく、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握し、記述による評価を実施。これらの実施により、「考え、議論する」道徳科への転換を目指す。

四点目に関して、具体的な例として、「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加した。

## 4 道徳教育の取組状況

公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程） ※無作為抽出により小学校 1,197 校、中学校 1,144 校、全ての都道府県、市区町村の教育委員会（計 1,784）を調査対象とした令和 3 年度 道徳教育実施状況調査（結果概要）の調査結果の分析と考察において、『「特別の教科」化が目指した道徳教育の量的確保の面で確実に定着、不断の授業改善、評価の改善により取組は着実に進展』と評価している。課題としては、教師により一層の努力が求められるため、負担が増加しているため、業務の負担を減らす取組や増加してもモチベーションを維持するための対策が必要であると考えます。

また、【設問 2】道徳教育の充実のために学校として行った取組（複数回答可）では、家庭や地域社会との連携強化、道徳教育の取組に関する情報発信は 3 割程度に留まり、【設問 3】道徳教育を推進する上での課題（複数回答可）では、教師間での共通理解や連携を図るための機会の確保が最も多く、次いで家庭や地域社会との連携・協力が多く選択されている。更に、【設問 12】道徳の「特別の教科」化を受けた変化においても、総じて非常に高い割合で前向きな変化を認識しているが、家庭や地域社会からの理解や授業公開の機会については、相対的に低めの割合となっている。これらのことから、コロナ禍の制約も推察されるが、家庭や地域社会との連携に課題があることがわかる。

## 5 おわりに

最後に、いじめの認知件数の推移から道徳教育の効果を検討し、改善点があれば改善点をまとめたい。

先ほど 2 章でも登場したが、文部科学省初等中等教育局児童生徒課令和 3 年 11 月 22 日のいじめの現状についてのいじめの認知件数の推移を参照すると、2013 年（平成 25 年度）のいじめ防止対策推進法公布によるいじめの定義変更以来、2019 年（令和元年度）まで全体的に増加傾向にあり、2013 年と 2019 年の認知件数を比較すると、小学校では 118,748 件から 484,545 件と約 4 倍、中学校では 55,248 件から 106,524 件と約 2 倍の件数となっている。

ることがわかる。いじめ問題により一層取り組むようになった結果、いじめの認知件数が上がった要因としては、文部科学省初等中等教育局児童生徒課の平成 25 年度以降の各年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査結果についてのいじめを認知した学校数を参照すると、平成 25 年度は 20,004 校、平成 26 年度は 21,641 校、平成 27 年度は 23,557 校、平成 28 年度は 25,700 校、平成 29 年度は 27,822 校、平成 30 年度は 30,049 校、令和元年度は 30,583 校と年々増加していることから、認知した学校数の増加が挙げられる。ただ、こちらの学校数は小・中・高等学校及び特別支援学校全体の数値であり、小学校、中学校それぞれの増加数は記載されていない点は注意されたい。

令和元年以降の令和 2 年の数値を見ると、いじめの認知件数は小学校で 420,897 件、中学校で 80,877 件と、前年度と比べて小学校では 63,648 件(13.1%)減少、中学校では 25,647 件(24.1%)減少している。また、認知した学校数は 29,001 校と前年度と比べて 1,582 校減少している。道徳教育をはじめとしたいじめ問題の対策が効果を発揮し始めたとも考えられるが、この年に流行した新型コロナウイルスの影響によるものが強いと考えられる。実際に、令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要を参照すると、「令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が変化し児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと、日常の授業におけるグループ活動や、学校行事、部活動など様々な活動が制限され、子供たちが直接対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したこと、年度当初に地域一斉休業があり夏季休業の短縮等が行われたものの例年より年間授業日数が少ない学校もあったこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による偏見や差別が起きないように学校において正しい知識や理解を促したこと、これまで以上に児童生徒に目を配り指導・支援したこと等により、いじめの認知件数が減少したと考えられる。」と指摘している。

次に、令和 3 年の数値を見ると、いじめの認知件数は小学校で 500,562 件、中学校で 97,937 件と、前年度と比べて小学校では 79,665 件増加、中学校では 17,060 件増加している。また、認知した学校数は 29,210 校と前年度と比べて、209 校増加しており、再び増加となった。令和 3 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要を参照すると、「令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となったが、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどで、いじめの認知件数が増加した。」と指摘している。<sup>1</sup>また、年度末時点でのいじめの解消状況については、493,154 件 (80.1%) となっ

---

<sup>1</sup>文部科学省のホームページ

〈 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm)〉 (2023 年 1 月 20 日閲覧) 参照

ており、前年度の 400,495 件 (77.4%) と比べ、早期発見・早期対応ができた件数も多くなっている。

以上の結果を考慮すると、道徳教育の教科化によって、教員、家族、地域社会のいじめに対する取り組み意識を改善し、いじめの積極的な認知に対する理解が広がり、いじめ発生後の対応の迅速化には一定の効果がみられるが、いじめ発生前の予防においては未だに効果がみられないと考える。しかし、道徳教育にはいじめ発生を予防する効果を期待できるため、引き続き継続して行っていく必要があると考える。

改善点としては、道徳の教科化には教師の努力が非常に求められるため、教師の負担が今まで以上に増加しているため、他の業務の負担を減らす策や、負担の増加に見合う賃金の上昇によるモチベーション維持が必要であると考えます。また、家庭や地域社会との連携が未だに不足しているため、コロナが落ち着いたら道徳科の授業参観など、保護者や地域社会の人と一緒にいじめ問題を考える機会を設けることが必要であると考えます。